失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成３０年（家）第３７号
愛知県名古屋市瑞穂区川澄町４－９－３
申立人　浅井　由美
本籍岐阜県岐阜市上大久和町11番地、最後の住所岐阜県岐阜市以下不明
不在者　中村　ふみ
明治38年11月２日生
届出期間満了日　平成30年６月25日
岐阜家庭裁判所

平成２９年（家）第３６３６号
大阪市旭区森小路１丁目10番10号
申立人　金　　安龍
国籍韓国、最後の住所大阪府大阪市生野区田島町以下不詳
不在者　金　　官祐
西暦1944年１月23日生
届出期間満了日　平成30年６月30日
大阪家庭裁判所

平成２９年（家）第３９４４号
大阪府豊中市東豊中町１―22―10
申立人　堀内　憲次
本籍奈良県北葛城郡河合町大字佐味田1599番地、最後の住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番18―506号
不在者　堀内　眞一
昭和20年５月３日生
届出期間満了日　平成30年７月２日
大阪家庭裁判所

平成２９年（家）第８８２号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目12番８―401号
申立人　東原美那子
本籍広島県呉市長ノ木町１番地、最後の住所兵庫県尼崎市長洲東通１丁目13番１号
不在者　東原由紀子
昭和18年11月11日生
届出期間満了日　平成30年６月22日
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２９年（家）第６１１号
滋賀県草津市桜ケ丘２－６―21
申立人　竹井　　治
本籍岡山県岡山市北区天瀬104番地、最後の住所兵庫県豊岡市泉町19番26号
不在者　竹井　宏一
大正13年１月６日生
届出期間満了日　平成30年６月23日
神戸家庭裁判所豊岡支部

平成２９年（家）第７７５号
愛媛県今治市高市甲28番地の４
申立人　白石　　茂
本籍愛媛県今治市黄金町４丁目１番地23、最後の住所愛媛県今治市黄金町４丁目１番地の５
不在者　黒川　安榮
昭和５年７月27日生
届出期間満了日　平成30年６月29日
松山家庭裁判所今治支部

平成２９年（家）第７８５号
愛媛県今治市吉海町福田1232番地
申立人　藤田　倫宏
本籍愛媛県今治市吉海町福田459番地、最後の住所愛媛県今治市吉海町福田1232番地
不在者　藤田　通明
昭和12年１月29日生
届出期間満了日　平成30年６月29日
松山家庭裁判所今治支部

失踪宣告

平成２９年（家）第３８１号
本籍東京都墨田区墨田４丁目1105番、最後の住所千葉県市川市新田町３丁目1115番地
不在者　小林　隆志
昭和９年３月19日生
平成30年２月22日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第２８号
本籍神奈川県横浜市西区南浅間町27番地１、最後の住所静岡県伊東市岡547番地　堀切満子方
不在者　森本あい子
大正14年９月15日生
平成30年２月23日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所熱海出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第２８５号
本籍愛知県豊橋市湊町41番地、最後の住所愛知県豊橋市湊町38番地の１
不在者　磯貝　希人
昭和25年４月２日生
平成30年２月22日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２８５号
本籍広島県広島市南区北大河町509番地、最後の住所広島県広島市安佐南区山本６丁目24番２号
不在者　瀬越　俊之
昭和48年３月３日生
平成30年２月21日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第１号
千葉県夷隅郡御宿町久保1916番地
申立人　岩瀬酒造株式会社
代表取締役　岩瀬　能和
申立人代理人弁護士　永嶋久美子
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月14日
平成30年２月19日　　千葉一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＨＦ8063
金額　白地
支払人　株式会社千葉銀行御宿支店
支払地　千葉県夷隅郡御宿町
振出日　白地
振出地　千葉県御宿町
振出人　岩瀬酒造株式会社　代表取締役　岩瀬　能和
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１４号
福島県いわき市常磐西郷町金山142番地の９
申立人　株式会社協栄テクニカ
代表者代表取締役　千葉　秀昭
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月20日
平成30年２月21日　　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＪ40760
金額　297,986円
支払期日　平成28年２月15日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行博多支店
振出日　平成27年10月15日
振出地　福岡市
振出人　株式会社南陽　代表取締役　武内英一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成３０年（フ）第１２７２号
東京都目黒区目黒本町３―20―７　中川ビル２Ｆ
債務者　ソーラム株式会社
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成30年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成３０年（フ）第１２７２号
東京都目黒区目黒本町３―20―７　中川ビル２Ｆ
債務者　ソーラム株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　蜂屋　信雄
平成30年３月２日
東京地方裁判所民事第20部